

通知書の表面



999-9999
東京都富士区X丁目XX番X号
富士ビル999号

親展

市区町村管理番号
99999-0000001-001-1/1

富士 太郎 様



CA-000001#

【必ず開封してください】

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当庁ホームページをご確認ください。お問い合わせされる際には、右上の市区町村管理番号をお知らせください。

<法務省HP>



<当庁HP>



◆法務省お問合せ番号
0120-XX-XXXX 受付時間9:00~17:00（休日・年末年始を除く）

◆当庁お問合せ番号
03-XXXX-XXXX 受付時間9:00~17:00（休日・年末年始を除く）

矢印からゆっくりはがしてご覧ください。

戸籍に記載されている方の名のフリガナを確認してください。

文書番号
令和7年 月 日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

東京都富士区長

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

なお、相違ない場合は届出不要です。

※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。

本籍	東京都富士区富士X丁目XX番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	富士
氏の振り仮名	フジ

氏の振り仮名の届出が可能な方
富士 太郎 様のみ

戸籍の氏のフリガナを確認してください。

【名の振り仮名】

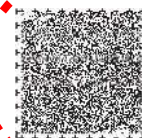
①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	花子
	振り仮名	ハナコ
③	名	次郎
	振り仮名	ジロウ
④	名	*****
	振り仮名	*****

◆名の振り仮名の届出が可能な方

①～④の方が個別に届出可能です。

（未成年者については、親権者からの届出も可能です。）

※右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。（「Uni-Voiceアプリ／Uni-Voice Blindアプリ」）



目の不自由な方などは音声コードを読み取って確認してください。

通知書の裏面

マイナポータルから届け出する方は、スマートフォンのカメラ機能からQRコードを読み取って手続きしてください。

よくあるお問い合わせ

Q 1. 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q 2. 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ッ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いします。

Q 3. 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なるもので届出をすることもできますが、他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名と異なる場合は、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座等の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q 4. 本籍地の市区町村が遠いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当庁宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍窓口で届出をすることもできます。

<差出人>
999-9999
東京都富士区999丁目9番9号
富士区役所 市民課

<還付先>
999-9999
東京都富士区1丁目1番1号
XXXXビル
■■■会社 ●●受付係

振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、ご自宅などご都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

※通知に記載された振り仮名があなたの振り仮名と合っている場合は届出不要です。

1. 事前準備

マイナンバーカードとスマートフォンを用意します。

なお、ログイン用の暗証番号(数字4桁)と電子署名用の暗証番号(半角英数字6桁~16桁)が必要となります。

2. ログイン

右の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



3. 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。

4. フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。
認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法は右の二次元バーコードから動画で確認できます。



◆マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当庁の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当庁ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当庁(以下に記載の届書送付先宛て)までお送りください(郵送費用はおお客様のご負担となりますので、ご了承ください。)

◆戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。
なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

【届書送付先】

999-9999
東京都富士区999丁目9番9号
富士区役所 市民課 戸籍振り仮名係

【当庁 お問い合わせ先】

999-9999
東京都富士区富士X丁目X番X号
富士区役所 市民課 ●●係
電話：03-1234-5678
受付時間 8:30~17:30(土・日・祝日を除く)
メール：abc@xxx.go.jp